介護支援専門員証の交付を受けるには交付申請が必要です。

- 介護支援専門員の実務に従事するためには、必ず介護支援専門員証の交付を受けていなければなりません。
- 介護支援専門員証の有効期間は、交付の日から5年間です。

〔介護支援専門員証のイメージ〕（大きさは運転免許証程度）

介 護 支 援 専 門 員 証	
顔写真	登録番号　37000000 氏　　名　〇〇　〇〇 生年月日　〇〇年〇〇月〇〇日 交 付 年 月 日　令和〇〇年〇月〇日 有効期間満了日　令和〇〇年〇月〇日
上記の者は介護支援専門員であることを証明する。 香川県知事	

① 登録と同時に交付を受けようとする方は

介護支援専門員実務研修修了後3か月以内に
様式第2号 「介護支援専門員登録申請書（兼）介護支援専門員証交付申請書」を提出
手数料として、香川県証紙4，200円分が必要
※様式第2号で申請する方は、様式第１号の提出は不要です。

② 登録後に交付を受けようとする方は

様式第3号 「介護支援専門員証交付申請書」を提出
手数料として、香川県証紙4，200円分が必要

【注意】

※ 登録後５年を過ぎると、介護支援専門員証の交付を受けるためには、再研修の受講が必要です。

※ 介護支援専門員証の有効期間満了日が経過した後に介護支援専門員証の交付を受けるためには、再研修の受講が必要です。

③ 再研修を受講された方は

様式第3号 「介護支援専門員証交付申請書」を提出
手数料として、香川県証紙4，200円分が必要

※ 介護支援専門員の各種研修については、毎年５～６月頃、「研修関係」欄に、実施時期や、申し込み方法、受付期間等について掲載しますので、そちらをご覧ください。